

學園印刷所工場後業員會

澤田文雄 啟

別記(二)

覺書

學園印刷所後業員ノ勞働紛議ニ關シ業鴨警察署員幹施ノ下ニ左記ノ通り内滿解
決シタルヲ以テ後日ノ為メ當事者覺書各一通宛作製シ保持スルモノトス

記

一 物價騰貴ニ付後業員ノ賃銀値上ガノ件ハ三月後ノ業績ニヨリ昇給ヲ考慮ス
ルコト

二 此ノ際ハ別段ニ敵首セズ但シ工場ノ利益ニ及スル者ハコノ限りニアラザルコ
ト

三 現在ノ臨時工ニ名ハ五月二日ヨリ本工トスルコト

四 皆勤賞制度及罰則ヲ設クルコト

五 午前十時及午後三時ノ休憩十五分ヲ契約ノ日ヨリ實施スルコト

但シ作業中喫煙及私語ヲ禁止スルコト

六 積立金ノ件

(一) 積立金ノ弁済ハ各自各通ノ借用証書作製ノ上年四分ノ利子ヲ附シ昭和十三

年五月一日ヨリ昭和十四年四月三十日迄ニ返済ノコト

(二) 退職ノ時ハ一通開以前ニ申出タルモノハ即時拂予告ナキ場合ハ退職後一週

間以内ニ支給フコト

七 個人貸付金ノ件ハ第六項ノ方法ニ依ルコト

八 要求書第八項ハ撤回スルコト

昭和十三年五月四日

事業主

澤田文雄

支配人

笠谷尋信

後業員代表

飯村征治

藤田豊吉

藤田榮七

立會人

業鴨警察署

三浦幸作